

かすみがうら市の 事業者の皆様へ

～茨城県からのお知らせ～

かすみがうら市では全ての事業者には排水基準が適用されます。令和3年4月以降、基準超過に対して改善命令などを発出することができ、**命令に従わなかった場合、罰則が適用**されます。速やかな下水道への接続と、下水道のない地域では高度処理型浄化槽への転換などの対応をお願いします。

茨城県とかすみがうら市は、以下のとおり下水道への接続及び合併処理浄化槽への転換について支援しています。

茨城県ホームページ
(霞ヶ浦流域の小規模事業所に係る規制強化について)



補助制度のご紹介

下水道接続補助

- 対象地域
 - ・下水道に接続できるエリア
- 条件
 - ・現在浄化槽を使用していて、下水道に切り替えを行う場合
- 金額
 - ・4万円 ※
 - ・一定の要件を満たせば最大35万円

※「65歳以上または18歳未満のいる世帯」のうち「課税対象所得の合計額が348万円以下の世帯」が対象

詳しくは市上下水道課へお問い合わせください。

かすみがうら市
ホームページ
(下水道接続補助)



合併処理浄化槽への転換補助

- 対象地域
 - ・下水道整備済み区域、下水道整備事業許可区域及び農業集落排水整備済み区域を除いたかすみがうら市全域
- 条件
 - ・処理対象人員が10人槽以下の高度処理型合併処理浄化槽に転換する場合
 - ・令和6年度より、店舗・事業所等における10人槽以下の浄化槽への転換も対象となります。
- 金額
 - 【撤去】単独処理浄化槽：最大12万円
くみ取り槽：最大9万円
 - 【宅内配管工事】最大30万円
 - 【設置等】

補助対象機種・人槽により補助金額が異なりますので、詳しくは市環境保全課までお問い合わせください。



かすみがうら市
ホームページ
(浄化槽補助)

環境保全施設資金融資制度のご紹介

県では中小企業の方々が行う環境保全への取り組みを支援するために、水質汚濁防止施設（高度処理型浄化槽やグリストラップ等）などに必要な資金について、融資のあっ旋を行っており、霞ヶ浦流域は利子補給をしており**実質無利子**となります。

詳しくは県南県民センター環境・保安課にお問い合わせください。

茨城県ホームページ
(環境保全施設資金融資制度)



お問い合わせ先

下水道接続補助に関すること
かすみがうら市上下水道課
☎029-897-1346

合併処理浄化槽の補助に関すること
かすみがうら市環境保全課
☎029-886-3304

融資制度に関すること
県南県民センター環境・保安課
☎029-822-7048

このチラシに関すること
茨城県環境対策課
☎029-301-2966
茨城県下水道課
☎029-301-4690